

議案第41号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正
について

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を次のように
改正しようとする。

平成22年4月26日提出

天理市長 南 佳 策

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改
正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年7月天理
市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「休日及び」を「時間外勤務代休時間、休日及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。